

議案第 76 号

松阪市教育集会所条例の一部改正について

松阪市教育集会所条例（平成 17 年松阪市条例第 248 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 6 月 19 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市教育集会所条例の一部を改正する条例

松阪市教育集会所条例（平成 17 年松阪市条例第 248 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表松阪市宮町教育集会所の項、松阪市徳田教育集会所の項、松阪市笹川教育集会所の項及び松阪市舞出教育集会所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。